

# 審査基準について

資源エネルギー庁  
令和6年8月20日

## 【参考】運転延長の認可要件

- 先般改正した電気事業法では、利用政策の観点からの運転期間の取扱いが法定化された。
- 本制度の施行期日については、改正電気事業法において、公布の日（令和5年6月7日）から2年以内とされており、令和5年9月、制度施行に向けた準備期間等を踏まえて、施行期日を令和7年6月6日と定めたところ。
- 本制度における運転延長の認可に係る要件については、改正電気事業法において規定されているが、本制度の施行までに、行政手続法に基づく審査基準を策定することとしている。

### ＜改正電気事業法で定める延長認可の主な要件＞

経済産業大臣は、以下の要件に適合すると認めるときに限り、認可することができる。

- ① その発電用原子炉が、平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- ② 炉規法に基づく発電用原子炉の設置許可の取消や運転停止命令、長期施設管理計画の認可制度において不認可の処分を受けていないこと。
- ③ 延長しようとする運転期間にその発電用原子炉を運転することが、非化石エネルギー源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すること。
- ④ その発電用原子炉に係る発電事業に関する法令遵守の態勢を整備していることその他事業遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。
- ⑤ 延長しようとする運転期間が20年を超える場合、その20年を超える期間が以下の運転停止期間を合算した期間以下であること。
  - イ 安全規制等に係る法令等の制定や改正、運用の変更に対応するため、運転を停止した期間
  - ロ 行政処分により運転を停止した場合には、当該行政処分の取消し・無効等により、運転を停止する必要がなかった期間
  - ハ 行政指導に従って運転を停止した期間
  - ニ 仮処分命令を受けて運転を停止した場合には、当該仮処分命令の取消し等により、運転を停止する必要がなかった期間
  - ホ 他の法令による処分であって取消しが確定したもの等、予見し難い事由に対応するため、運転を停止した期間

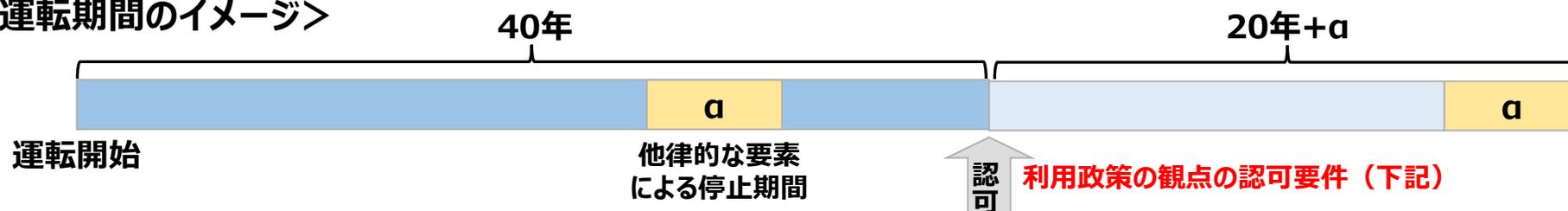
# 【参考】利用政策の観点からの運転期間の取扱い

- GX脱炭素電源法※が成立し、電気事業法において、利用政策の観点からの運転期間に関する規律を整備。  
※令和7年6月6日施行（改正炉規法も同日施行（ただし令和5年10月1日から事前申請））
- 原子力規制委員会が適合性審査を行い、その認可を得なければ、運転できないことは大前提。

## <利用政策の観点からの運転期間のあり方>

- 立地地域等における不安の声や、制度連続性などにも配慮し、現行制度と同様に、運転期間に最長「60年」という上限を設ける大きな枠組みは維持することとしつつ、事業者から見て他律的な要素によって停止していた期間に限り、「60年」の運転期間のカウントから除外することを認める。
- 様々な状況変化を踏まえた客観的な政策評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

## <運転期間のイメージ>



### 1. 延長を認める要件

- ・平和利用
- ・設置許可の取消しや運転停止命令等を受けていない
- ・電力の安定供給・供給手段の選択肢の確保、電源の脱炭素化によるGXへの貢献
- ・原子炉に係る発電事業に関する法令の遵守や安全マネジメントや防災対策の不断の改善に向けた組織運営態勢の構築

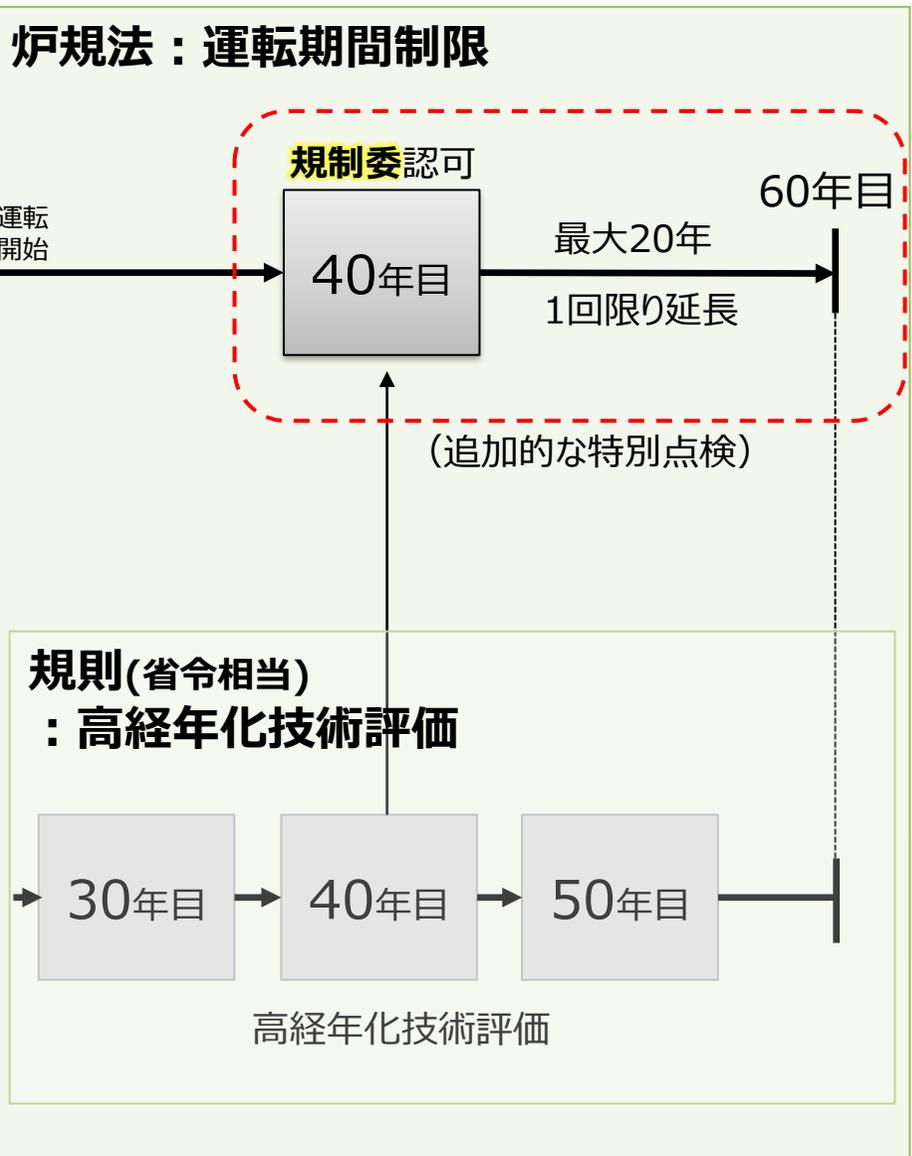
### 2. 「60年」のカウントから除外する停止期間

- ・法令の改正等に対応するため、停止した期間
- ・法律に基づく処分によって停止したが、その処分が後に取り消された場合の停止期間
- ・行政指導に従って停止した期間
- ・裁判所の仮処分命令を受けて停止したが、後にその命令が上級審等で是正された場合の停止期間
- ・その他、事業者が予見し難い事由として省令で定めるもの

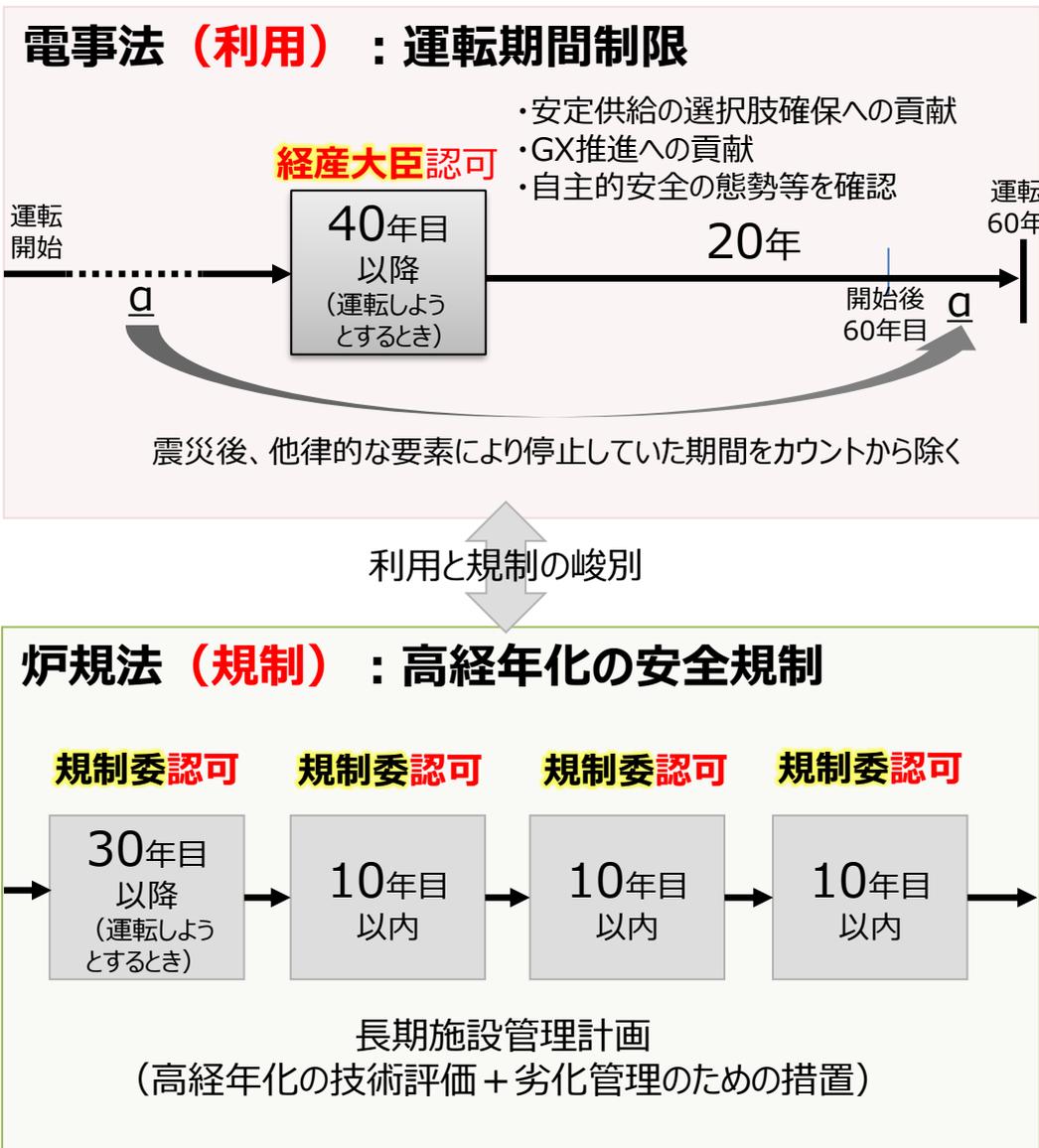
# 【参考】運転期間と高経年化炉に係る規制のイメージ（電気事業法・炉規法）

2023.12.19 第37回  
原子力小委員会 資料1

## <現行>



## <新制度>



# 運転延長の認可要件に係る審査基準の方向性①

- 改正電気事業法に規定される各認可要件に係る審査基準を策定することが基本となるが、各要件の法律上の規定を踏まえ、それぞれ以下の通り、検討を進めることとしてはどうか。

① その発電用原子炉が、平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

- 改正電気事業法の規定において、本要件の適用について、あらかじめ「原子力委員会の意見を聴かなければならない」こととされており、法律の規定をもって審査の基準は明らかと考えられる。

② 炉規法に基づく発電用原子炉の設置許可の取消や運転停止命令、長期施設管理計画の認可制度において不認可の処分を受けていないこと。

- 改正電気事業法の規定をもって審査の基準が明らかと考えられる。

③ 延長しようとする運転期間にその発電用原子炉を運転することが、非化石エネルギー源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すること。

- 脱炭素社会の実現に向けて電源部門の脱炭素化を図りつつ、電気の安定供給を確保するという本制度の趣旨を踏まえた要件であり、こうした規定の趣旨や原子力エネルギーの特性を踏まえて検討を進める。

## 運転延長の認可要件に係る審査基準の方向性②

④その発電用原子炉に係る発電事業に関する法令遵守の態勢を整備していることその他事業遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

- 原子力発電事業者が、安全性の向上や防災対策の継続に留まらず、当該原子力発電事業に関する様々な関係法令の遵守に係る態勢を整えた上で、自ら原子力発電事業を見直し、改善を図っていくことが求められる。
- 本要件は、こうした点を踏まえたものであることを鑑み、「原子力の自主的安全性向上に関するWG」において2014年にとりまとめられた「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」の内容も踏まえつつ、検討を進める。
- 例えば、上記提言には、経営層による意思決定へのコミットメントや第三者からの意見聴取（JANSIによるピアレビュー等）といったポイントが記載されていることに留意する。

⑤ 延長しようとする運転期間が20年を超える場合、その20年を超える期間が以下の運転停止期間を合算した期間以下であること。

イ 安全規制等に係る法令等の制定や改正、運用の変更に対応するため、運転を停止した期間

ロ 行政処分により運転を停止した場合には、当該行政処分の取消し・無効等により、運転を停止する必要がなかった期間

ハ 行政指導に従って運転を停止した期間

ニ 仮処分命令を受けて運転を停止した場合には、当該仮処分命令の取消し等により、運転を停止する必要がなかった期間

ホ 他の法令による処分であって取消しが確定したものの等、予見し難い事由に対応するため、運転を停止した期間

- 運転期間のカウントから除外する期間は、改正電気事業法の規定において限定列挙されている。
- こうした規定は、事業者自らの行為によってではなく、事業者からみて他律的な要因によって停止していたと考えられるものを列挙したもの。
- こうした規定の内容・趣旨や本制度の趣旨を踏まえ、「事業者の行為に対する不利益処分や行政指導が行われているなど、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じた事が客観的に明らかな場合」は、運転期間のカウント除外の対象には含めないこととする。

# 第37回原子力小委員会（令和5年12月）における御意見①

## 【全般】

- 運転延長認可要件の審査基準について、複雑でライフスパンの長い原子力においては、基準には、明瞭性、透明性、予見性の視点を含める必要がある。

## 【3号要件：脱炭素・安定供給への貢献】

- 少なくとも法解釈としては、法目的や法改正の経緯に照らすと、原子力の利用が非化石エネルギー源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するものは明らかである。
- 原子力はベース電源として使われる点において、安定供給に資するということ、また、原子力は非化石エネルギーであり、英国を含む国では、グリーンでさえあるという研究での言及がある中において、非化石エネルギーの利用を抑制することは、おそらくあり得ない。その点で、認可要件の1号・2号要件と同様に、3号要件は形式的な要件になっていると考える。

## 【4号要件：法令遵守の態勢整備及び事業遂行態勢の見直し・継続的な改善】

- 2014年発行の「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」では、リスクマネジメントについて多く取り上げられていた。それから、もう9年が経つ中で、審査基準の検討にあたっては、日本の原子力界において、リスクマネジメントやリスク情報の活用がどの程度、進展しているのかという実態を確認する必要がある。そして、その実態におもねることなく、審査基準にふさわしいリスクマネジメントがどういうものかについて、早急に検討し、中身を詰めていく必要がある。

## 第37回原子力小委員会（令和5年12月）における御意見②

### 【5号要件：20年超の運転延長の期間に係る基準】

- 事業者が不利益処分を受けた場合などについては、運転期間のカウント除外の対象に含めないとの案が示されている。個別の事例によって判断が分かれるかもしれないが、基本的な視点としては、原子力規制も人の命に対するリスクがある場合の行政規制の一つであることには変わりない。人の命に対するリスクがある場合の行政規制として、ほかに食品安全衛生に関する規制であるとか、水の規制であるとか、環境規制などがある。したがって、原子力安全規制であるからといって特殊なものとして扱うのではなくて、ほかのリスク規制と同様の解釈をする必要がある。

### 【その他】

- 規制委員会は、原子炉等規制法の改正に基づき、厳格な審査基準によって、2023年10月から、長期施設管理計画の認可申請の受付を開始しているところ。運転期間の延長に関する国民、県民の理解を得るためにも、こうした安全基準と合わせて、立地地域の安全・安心を最優先とする観点に立ったカウント除外期間の具体的な基準を早期に示すとともに、政府が一体となって国民に分かりやすく、丁寧に説明する必要がある。
- 運転期間の延長に反対するものではないが、一般・地元の方々に向けて、なぜ運転延長が可能なのかという点の説明が不十分と感じる。高経年化への対応について、国民へのもう少し分かりやすい説明・資料が必要。
- 原子力は再稼働、運転延長、新型炉・革新炉の建設、バックエンドの問題など、様々なコストがかかることは言うまでもない。そうでありながら、電力という我々の社会生活を維持する上で非常に貴重なものを生産するという意味において、市場の不透明性、不安定性、技術の見通し、社会のアクセプタンスの問題を考えると、企業に全て担わせる体制は、非常に無理があるように感じる。我々は、その運転延長の認可という文脈で物事を考えているが、政府として運転延長の命令というモードに変えることも1つ検討すべき。

# 運転延長の認可要件に係る審査基準の考え方・内容について①

- 改正電気事業法に規定される各認可要件に係る審査基準を策定することが基本となるが、その審査基準の考え方や内容については、各要件の法律上の規定や第37回原子力小委員会における委員の御意見等を踏まえ、それぞれ以下の通りとしてはどうか。

① その発電用原子炉が、**平和の目的**以外に利用されるおそれがないこと。

- 改正電気事業法の規定において、**本要件の適用**について、あらかじめ「**原子力委員会の意見を聴かなければならない**」こととされており、**法律の規定をもって審査の基準は明らか**と考えられる。【第37回原子力小委員会の再掲】

② 炉規法に基づく発電用原子炉の**設置許可の取消**や**運転停止命令**、長期施設管理計画の認可制度において**不認可の処分**を受けていないこと。

- **改正電気事業法の規定をもって審査の基準が明らか**と考えられる。【第37回原子力小委員会の再掲】

③ 延長しようとする運転期間にその発電用原子炉を運転することが、**非化石エネルギー源の利用促進**を図りつつ、**電気の安定供給を確保すること**に資すること。

- 第37回小委員会にて、委員からは、**法改正・目的の趣旨**や**原子力エネルギーの特性**をふまえれば、**原子力が本要件を満たすことは明らか**との趣旨の御意見があった。
- また、原子力について、足元のエネルギー情勢をふまえ、**再エネとともに脱炭素電源として重要な電源であり、安定供給の観点からも、安全性の確保を大前提に活用を進めていく**というのが政府の方針。
- このため、本要件については、**法律の規定をもって判断可能な状況にある**と考えられる。

## 運転延長の認可要件に係る審査基準の考え方・内容について②

④その発電用原子炉に係る発電事業に関する法令遵守の態勢を整備していることその他事業遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

- 原子力発電事業者が、安全性の向上や防災対策の継続に留まらず、当該原子力発電事業に関する様々な関係法令の遵守に係る態勢を整えた上で、自ら原子力発電事業を見直し、改善を図っていくことが求められる。
- 本要件は、こうした点を踏まえたものであることから、これまでの原子力小委員会における自主的安全性向上等に関する議論のとりまとめや原子力基本法に規定される原子力事業者の責務を鑑み、原子力事業者の社内規定等により、以下を確認することが考えられる。

1. 申請炉に係る発電事業に関する法令遵守態勢の整備、安全性の向上及び防災対策に係る取組に関し、不断の改善を図るため、以下に取り組むことが見込まれること

① 経営層による意思決定：社長をはじめとする経営層の意思決定により必要な改善に取り組むこと

② 第三者からの意見聴取：

A) 外部の有識者等で構成される組織を設立し、当該組織から、こうした取組に関し、定期的に評価・提案を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと

B) JANSIとWANOによる評価を、これら機関が推奨する頻度で受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと

C) ATENAにて決定した安全対策を実施すること

D) 原子力部門から独立した社内組織による監査を定期的に受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと

③ 定量的なリスク評価や最新知見の活用：内部・外部事象に係る確率論的リスク評価等の定量的なリスク評価の結果や収集した最新知見を踏まえ、定期的に必要な改善に取り組むこと

④ 仕組みの有効性評価：上記①～③に挙げた改善に取り組む仕組みに関し、定期的にその有効性を評価し、必要な改善に取り組むこと

2. 申請炉が立地する地域の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組を推進しながら、その地域の課題の解決に向けた取組に協力することが見込まれること

## 運転延長の認可要件に係る審査基準の考え方・内容について③

⑤ 延長しようとする運転期間が20年を超える場合、その20年を超える期間が以下の運転停止期間を合算した期間以下であること。

イ 安全規制等に係る法令等の制定や改正、運用の変更に対応するため、運転を停止した期間

ロ 行政処分により運転を停止した場合には、当該行政処分の取消し・無効等により、運転を停止する必要がなかった期間

ハ 行政指導に従って運転を停止した期間

ニ 仮処分命令を受けて運転を停止した場合には、当該仮処分命令の取消し等により、運転を停止する必要がなかった期間

ホ 他の法令による処分であって取消しが確定したもの等、予見し難い事由に対応するため、運転を停止した期間

- 運転期間のカウントから除外する期間は、改正電気事業法の規定において限定列挙されている。
  - こうした各規定において、想定される内容については、次頁に記載のとおり。また、運転期間のカウントから除外する期間の始点については、それぞれ以下を想定。
    - 運転中※の原子炉：法制度の変更や行政指導等の効力の発生以降に初めて当該原子炉を送電系統から切り離れた解列時点
    - 運転停止中※の原子炉：法制度の変更や行政指導等の効力が発生した時点
- ※法制度の変更や行政指導等の効力が発生した時点における状態
- また、こうした規定の内容・趣旨や本制度の趣旨を踏まえ、「事業者の行為に対する不利益処分や行政指導が行われているなど、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じた事が客観的に明らかな場合」は、運転期間のカウント除外の対象には含めないこととする。
  - この「事業者自らの行為の結果として停止期間が生じる」場合について、予め網羅的にお示しすることは困難であるが、一般に、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じる場合には、関係行政機関から、事業者の行為に対して「不利益処分」や「行政指導」といった行政手続が講じられる可能性が考えられることから、事業者の行為に対する「不利益処分」「行政指導」といった行政手続に係る事実関係を基本としつつ、その他の客観的な事実も踏まえて、判断することが考えられる。

# 延長期間の要件における各規定で想定される内容について

## イ 安全規制等に係る法令等の制定や改正、運用の変更に対応するため、運転を停止した期間

- 法律の制定や改正、下位法令による基準の制定や改正、審査基準や処分の基準の制定や改正、法令の解釈又は運用の基準の変更等により発電用原子炉の運転に係る制約が生じ、稼働することができない状況にあることを踏まえ、これらの制定・改正・変更に伴う停止期間を対象とすることを想定。

## ロ 行政処分により運転を停止した場合には、当該行政処分の取消し・無効等により、運転を停止する必要がなかった期間

- 法律の規定において、これに該当し得る法令に基づく命令として、電気事業法の業務改善命令、技術基準適合命令、原子炉等規制法の運転停止命令、発電用原子炉設置許可の取消し、発電用原子炉施設の運転停止等命令、危険時の措置命令、武力攻撃事態法の原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止のための命令が限定列挙されている。

## ハ 行政指導に従って運転を停止した期間

- 行政指導により運転停止を求められた場合や稼働に条件を付されたことにより稼働を停止していた期間と認められる期間を想定。

## ニ 仮処分命令を受けて運転を停止した場合には、当該仮処分命令の取消し等により、運転を停止する必要がなかった期間

- 条文のとおり

## ホ 他の法令による処分であって取消しが確定したもの等、予見し難い事由に対応するため、運転を停止した期間

- 現時点において、必ずしも具体的な事由が想定されていないが、事業者から見て他律的な要素によって停止していた期間と考えられる新たな事由が明らかとなった場合には、これを省令で規定することを検討する。

# 【参考】改正電気事業法の条文：1号～4号要件

## ○電気事業法（昭和39年法律第170号）

※脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）による改正後（原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間）

第二十七条の二十九の二 原子力発電事業者（略）が、その発電事業の用に供するため、発電用原子炉（略）を運転することができる期間（以下「運転期間」という。）は、当該発電用原子炉について最初に第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2 原子力発電事業者は、その発電事業の用に供するため、前項の四十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができる。

3 （略）

4 経済産業大臣は、第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

一 申請発電用原子炉が**平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。**

二 その原子力発電事業者が原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可の取消しを受けていないこと、申請発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請（同条第九項の規定による命令を受けて行うものに限る。）に対し不認可の処分がなされていないこと。

三 延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転することが、我が国において、脱炭素社会（略）の実現に向けた発電事業における**非化石エネルギー源（略）の利用の促進**を図りつつ、**電気の安定供給を確保すること**に資すると認められること。

四 その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する**法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していること**その他**当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。**

五 （略）

5 経済産業大臣は、第二項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、**前項第一号に掲げる基準の適用**について、**原子力委員会の意見を聴かなければならない。**

6～8 （略）

# 【参考】改正電気事業法の条文：5号要件 運転期間のカウントから除外する期間

2023.12.19 第37回  
原子力小委員会 資料1

## ○電気事業法（昭和39年法律第170号）

※脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）による改正後

（原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間）

第二十七条の二十九の二 原子力発電事業者（略）が、その発電事業の用に供するため、発電用原子炉（略）を運転することができる期間（以下「運転期間」という。）は、当該発電用原子炉について最初に第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2 原子力発電事業者は、その発電事業の用に供するため、前項の四十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができる。

3 （略）

4 経済産業大臣は、第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

一～四 （略）

五 延長しようとする運転期間が二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に掲げる期間（平成二十三年三月十一日以降の期間に限る。）を合算した期間以下であること。

イ 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは行政手続法（略）第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準の制定若しくは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ロ 前条において準用する第二十七条第一項若しくは第四十条の規定による処分、原子炉等規制法第四十三条の三の二十、第四十三条の三の二十三若しくは第六十四条第三項の規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（略）の規定による処分（これらの処分をした行政官庁若しくは審査請求に対する裁決によつて取り消されたもの、これらの処分の取消し若しくはこれらの処分の無効若しくは不存在の確認の判決が確定したもの又は審査請求に対する裁決によつてこれらの処分の内容が変更されたものに限る。）による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ハ 行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、当該行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ニ 仮処分命令（債権者がその申立てを取り下げたもの又は民事保全法（略）の規定による保全異議の申立てについての決定若しくは同法の規定による保全抗告についての決定（以下この二において「保全異議の申立て等についての決定」という。）若しくは同法の規定による保全取消しの申立てについての決定によつて取り消されたもの若しくは保全異議の申立て等についての決定によつて変更されたものであつて、その保全異議の申立て等についての決定若しくは保全取消しの申立てについての決定に対して抗告をすることができないものに限る。）を受けて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該仮処分命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ホ ロに規定する処分以外の他の法律の規定に基づく申請発電用原子炉に関する処分であつてその取消しの判決が確定したものその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

6～8 （略）

# 【参考】原子力基本法：原子力事業者の責務規定

## ○原子力基本法（昭和30年法律第186号）

（原子力事業者の責務）

第二条の四 原子力事業者は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、**原子力事故の発生の防止**及び原子炉等規制法第二条第六項に規定する**特定核燃料物質の防護**のために**必要な措置**を講じ、並びに**その内容を不断に見直し、その他原子力施設の安全性の向上を図るための態勢を充実強化し、並びに関係地方公共団体その他の関係機関と連携しながら原子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置**を講ずる責務を有する。

2 原子力事業者は、原子力施設が**立地する地域の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で極めて重要であること**に鑑み、**そのために必要な取組を推進しながら、国又は地方公共団体**が実施する地域振興その他の原子力施設が**立地する地域の課題の解決に向けた取組に協力する**責務を有する。